

整備の状況

公共下水道は、4月1日から新たに独鈷町や二井田地区(高村、小坪川原)の一部など、41ha(対象戸数530戸、人口1,319人)の区域で供用が開始され、生活排水の排除やトイレの水洗化ができるようになります。

13年度も二井田地区、泉町などを整備する予定です。

水洗化工事はお早めに

下水道を使用できる区域のかた(受益者)には、受益者負担金の納付と下水道の排水設備(水洗化)工事(下水道法により供用開始後3年以内)が必要となります。工事が済んで下水道の使用を始めますと、さらに月々の使用料を納めていただくことになります。

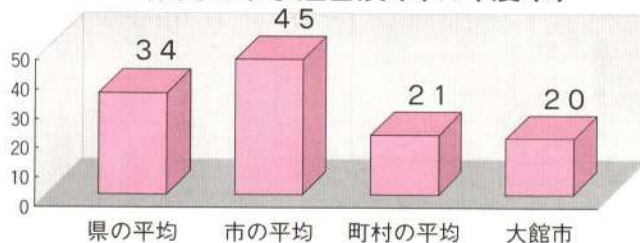
豊かな自然を守り、快適な生活を送るためにも、速やかな排水設備(水洗化)工事にご協力をお願いします。

使用可能3年目の区域のみなさんへ

平成10年に下水道が使用できるようになった清水2丁目・3丁目・5丁目、水門町、字館下、片山字浮島・字中通、豊町、住吉町及び根下戸新町(各一部)の区域内の建物については、今年の3月末で下水道法に定められた水洗化義務期限の3年が経過します。まだ排水設備(水洗化)工事を実施していないかたはお急ぎください。

3年を経過しますと、工事に必要な資金を無利子で借りられる制度を利用できなくなります。

県内の下水道普及率(11年度末)



工事は市の指定店で

排水設備(水洗化)工事は、市が専門的な知識と技術があると認めた「排水設備工事指定店」でなければできないことになっています。

工事指定店では、市へ提出する書類の作成、届け出などの手続きを皆さんに代わって行いますので、お気軽にご相談ください。

ご利用ください融資あっせん制度

市では、排水設備工事を行う場合に資金を金融機関から無利子で借りられるようにあっせんしています。融資を希望されるかたは、工事申請の際に工事指定店へお申し出ください。

対象者・利用可能から3年以内に工事を行う個人
融資限度額・50万円(トイレの数で最高150万円)

償還方法・50カ月以内の元金均等償還

お問い合わせは

下水道課 ☎49-3111(内線211、356)